

技術検定制度の見直しと不正受検防止対策

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課



1 はじめに

建設業の現場では、急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進により、将来の担い手の確保を図ることが急務となっています。

このような状況を踏まえ、令和元年6月の建設業法の改正において、工事現場の技術者の規制を合理化し、工事現場ごとに監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置した場合には、監理技術者の兼務を認めることとしました。また、これに併せて技術検定制度の見直しを行いました。技術検定制度の見直しについては令和3年4月1日から施行され、令和3年度から新制度の下、技術検定が行われる予定です。

ここでは、技術検定制度の見直し及び技術検定の不正受検防止対策について紹介します。



2 技術検定制度の見直し

今回の建設業法の改正では、技術検定制度について見直しを行いました。これまでの技術検定では、学科試験と実地試験の合格者を技士（土木施工管理技士、建築施工管理技士など）として称号を付与していましたが、今回、第一次検定と第二次検定に再編成を行い、第一次検定の合格者を技士補（今回の改正により新設）、第一次検定及び第二次検定の両方の合格者に技士の称号を付与することとしました（図-1）。

現在の技術検定では、学科試験では知識、実地試験では应用能力を有するかどうかを判定していますが、令和3年度からは、第一次検定では施工技術のうち基礎となる知識及び能力、第二次検定では施工技術のうち実務経験に基づいた技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定することとなります。

具体的には、1級の第一次検定では、監理技術

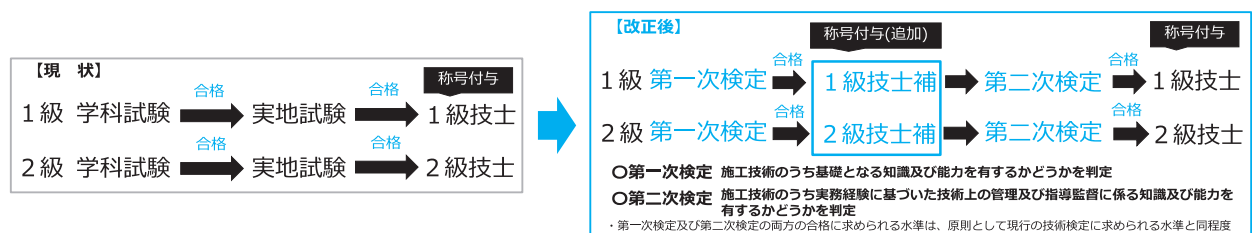


図-1 技術検定制度の見直し

者の職務を補佐する者（今回の改正により新設：以下、「監理技術者補佐」という）として、工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識及び応用能力を有するか判定することとし、これまで学科試験で求めていた知識問題を基本に、実地試験で求めていた応用能力問題の一部を追加することとしています。なお、この1級の第一次検定に合格した者は1級技士補の称号を付与されますが、このうち、主任技術者の資格を有する者については、監理技術者補佐となることができます。

また、第二次検定では、監理技術者として、工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識及び応用能力を有するか判定することとし、これまで実地試験で求めていた応用能力の問題に加え、学科試験で求めていた知識問題の一部を移行することとしています（図-2）。

2級についても1級と同様の見直しを行っており、第一次検定では基礎的な知識及び能力を有するか判定、第二次検定では主任技術者として必要な知識及び応用能力を有するか判定することとし

- ・ **第一次検定**では、**監理技術者補佐として**、工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識及び応用能力を有するか判定。（これまで学科試験で求めていた知識問題を基本に、**実地試験で求めていた能力問題の一部を追加**）
- ・ **第二次検定**では、**監理技術者として**、工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識及び応用能力を有するか判定。（これまで実地試験で求めていた能力問題に加え、**学科試験で求めていた知識問題の一部を移行**）

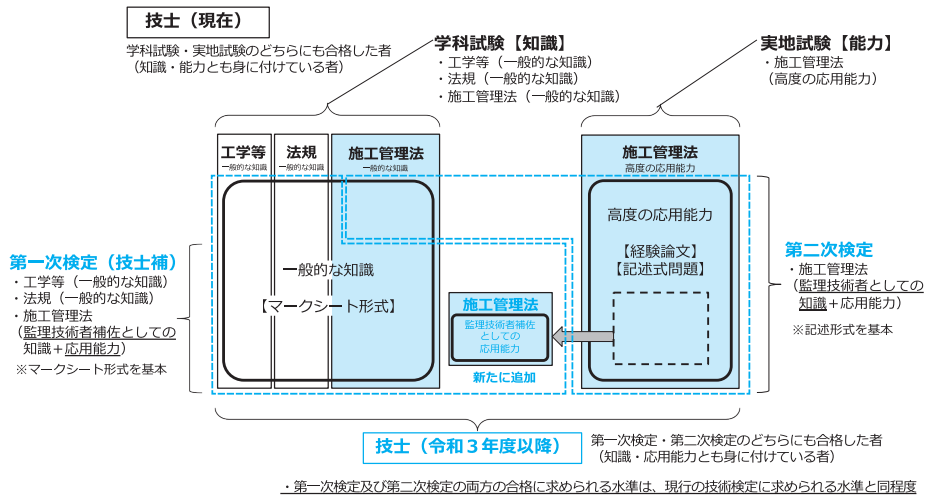


図-2 技術検定制度の再編（令和3年度～）1級 ※「建設機械施工管理」を除く

- ・ **第一次検定**では、工事の施工の管理を適確に行うために必要な**基礎的な知識**及び能力を有するか判定。（これまで学科試験で求めていた知識問題を基本に、**実地試験で求めていた能力問題の一部を追加**）
- ・ **第二次検定**では、**主任技術者として**、工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識及び応用能力を有するか判定。（これまで実地試験で求めていた能力問題に加え、**学科試験で求めていた知識問題の一部を移行**）

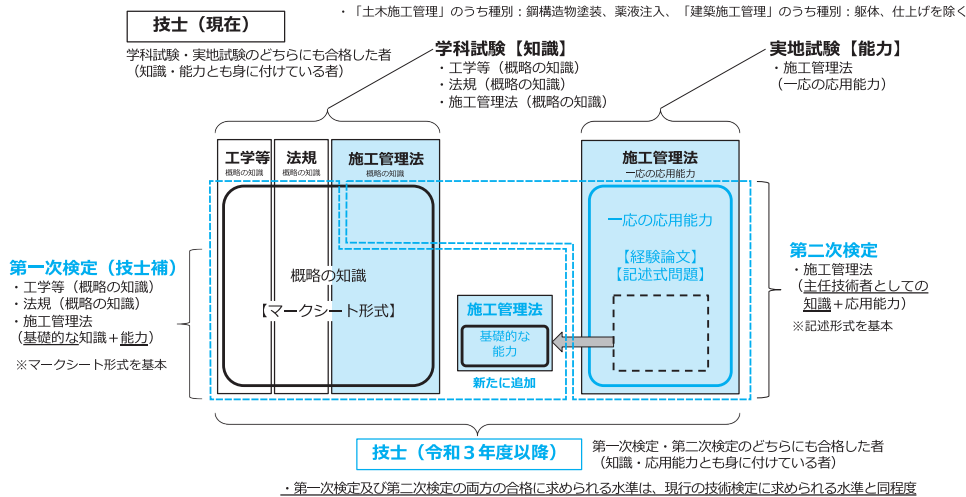


図-3 技術検定制度の再編（令和3年度～）2級 ※「建設機械施工管理」を除く

ています。なお、第一次検定及び第二次検定の両方の合格に求められる技士の水準は、原則として現行の技術検定に求められる技士の水準と同程度となります（図－3）。

このほか、1級の受検資格も見直しを行っており、現在は、2級に合格してから1級を受検するまでの間に実務経験の期間を原則として5年間（所定の実務経験を積んだ場合は3年間）求めています。令和3年度以降は、2級の第二次検定に合格した者は、その後の実務経験を経ることなく、翌年度に1級の第一次検定を受検することが可能となります。これにより、早期に1級の技士補を取得することが可能となり、監理技術者補佐として若手技術者に施工体制における明確な立場を与え、早期に責任ある立場で、現場で活躍していただくことが可能となるものと考えています。

2級の技士補については、1級の技士補と異なり、工事現場の技術者としての明確な役割はありませんが、17歳以上であれば実務経験のない高校生から受検が可能であるため、合格すれば2級の技士補の資格が付与されます。このように、2級の技士補については、建設業の担い手としての入口の資格として、就職活動にも有利となることから、若年層のモチベーションが向上し、建設業界へ入職する動機付けの強化につながるものと期待しています。

なお、現在の技術検定では、1級、2級ともに学科試験合格後、実地試験が2回不合格だった場合、再度学科試験から受検する必要が生じますが、令和3年度以降は、第一次検定を受検・合格して技士補を取得すれば、回数や期限の制限なく第二次検定を受検できることとなるため、技士取得（第二次検定合格）への受検機会の拡大にも資するものと考えています。また、令和2年度末時点で、令和2年度以前の技術検定の学科試験に合格し、学科試験の免除を受けている者については、技士補の資格の取得はできませんが、1級、2級ともに、その免除期間内に限り、令和3年度以降の第二次検定に合格すれば、技士の資格を取得することができます。



3 技術検定の不正受検防止対策

3.1 「技術検定不正受検防止対策検討会」について

国土交通省は、施工管理技術検定試験において不正受検が連続して発生したことを踏まえ、令和2年8月に有識者による「技術検定不正受検防止対策検討会」を設置しました。4回にわたり検討会を開催し、技術検定の受検プロセスにおける課題の把握、講ずべき防止対策の検討を行い、この度、提言がとりまとめられましたので紹介します（図－4）。

3.2 【技術検定不正受検防止対策検討会の提言】

今回の不正受検では、実務経験の証明者の役割が曖昧であることに起因した、実務経験の内容の理解不足や申請ミス等によるものが多くあった一方で、所属企業主導による虚偽・不正による受検を行っている事案もあった。

このことから、「理解不足による申請ミスの防止対策」、「受検者及び証明者による虚偽申請の抑止」の二つの観点から、不正受検防止対策について提言を行うものとする。

本提言を踏まえ、国土交通省及び指定試験機関は、実施可能な防止策から速やかに導入・実施するとともに、関係者による詳細検討が必要な防止策について、速やかに検討に着手することを求める。なお、本提言では、検討会での議論を踏まえ、令和3年度中に導入すべき防止対策を「◎」、今後の検討を踏まえた上で導入すべき防止対策を「○」として整理している。

(1) 理解不足による申請ミスの防止対策

- ① 証明者による受検者経歴等の根拠資料の保有の周知徹底【◎】
 - ・課題として、社内のチェック体制、情報管理体制が不十分であることを踏まえた対策として、国は、証明者となる企業に対し、証明者の役割、及び、実務経験の証明に必要な根拠資料の保有を求めることを周知・徹底すること。
- ② 所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法への見直し【○】

1. 本検討会の設置目的 ○複数の企業において、職員が技術検定で実務経験に不備のある状況で不正に受検、施工管理技士を取得し、監理（主任）技術者等として配置する事態が発生。不正受検事案の発生原因等を踏まえ、不正受検の防止対策について検討を行い、提言として公表する	
2. 不正受検事案の概要と課題 (課題1) 受検者・証明者の理解不足・認識不足等 ○認められない工事の申請、他の技術検定との実務経験の重複（建設機械を除く）等。証明者も内容を確認・理解せずに証明、工事経歴等の記録・管理が不十分 (課題2) 受検者・証明者による虚偽・不正 ○経験しない実務経験による受検申請や経験問題の解答の不正指導、証明済みの実務経験証明書を受検者に配布。不正受検を行った場合、証明者に対してのペナルティの規定がない	
3. 技術検定不正防止対策の提言	
(1) 理解不足による申請ミスの防止対策	(2) 受検者及び証明者による不正の抑止
① 証明者による受検者経歴等の根拠資料の保有の周知徹底【◎】 ・実務情報を適切に記録・管理するよう周知する	⑤ 受検申請書類の電子申請化と既存データベースとの連携【○】 ・電子申請を促進し、試験機関間で受検者情報を共有することで、実務経験の重複確認、既存データベースとの連携による申請手続きの簡素化を図る
② 所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法への見直し【○】 ・信頼性向上のため、実務経験要件を満たすための期間について、所属企業ごとに証明を求める方法に見直す ・導入に当たっては、周知期間の確保、旧所属企業の役割の明確化など、受検者への負担軽減を検討し、十分な周知を図る	⑥ 試験問題の見直し【○】 ・実地試験における経験記述の出題分野や設問内容の多様化を進めることにより、受検者が暗記では解答できない問題に見直す
③ 「受検の手引き」の記載内容の改善【◎】 ・理解不足・ミス等の防止のために、受検資格や実務経験の要件、実務経験期間の重複禁止等を分かりやすく記載する	⑦ 実務経験の証明に関する立入検査の実施【◎】 ・立入検査の結果、適切に実務経験の確認が行われていない場合には、速やかに指導、勧告を行うなどは正させる
④ チェックリストの活用【◎】 ・確認すべき項目や間違いやすい項目をまとめたチェックリストを活用、このチェックリストを受検者・証明者が確認し提出	⑧ 企業名公表【◎】 ・社会的な影響が大きい案件については、国交省から企業名を公表、企業側にも客観的な原因分析結果や再発防止策の公表を求める
【◎】 令和3年度中に導入 【○】 今後検討を踏まえた上で導入	⑨ 企業へのペナルティの明確化【○】 ・悪質な事案については、監督処分や罰則の適用の可能性などペナルティの強化策について検討する ・虚偽の証明を行い不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になり得る旨、実務経験証明書に記載する

図-4 技術検定不正受検防止対策検討会【提言】概要

- ・実務経験の証明の信頼性向上のため、現在の所属がすべての実務経験の証明を行う方法から、企業ごとに証明を求める方法に改めることが望ましいと考えられる一方で、転職者が多い業種であること、担い手確保が課題である現状も踏まえ、実務経験があるにもかかわらず旧所属の証明が得られないために受検資格が得られないなどの受検者の不利益の発生は避けなければならない。
- ・については、現場の実態を踏まえ、周知期間の確保、旧所属企業の役割の明確化（離職後の受検者の証明について、証明を拒むことがないよう企業に要請）、所属企業が倒産等により証明が得られない場合の代替案など、受検者への負担軽減を検討し、十分な周知を図った上で、企業ごとに証明を求める方法に見直すこと。
- ③ 「受検の手引き」の記載内容の改善【◎】
 - ・試験機関は、受検者及び証明者の理解不足による申請ミスを防ぐため、受検資格や実務経験の要件、実務経験期間の重複禁止、証明者の役割等を分かりやすく記載すること。
- ④ チェックリストの活用【◎】
 - ・学歴に応じた実務経験年数や実務経験の対象範囲など、受検申込時に確認すべきことが多いため、ミスや認識不足を避けるために確認すべき項目や間違いやすい項目をまとめたチェックリストを活用すること。
- ・チェックリストについては、受検者及び証明者の双方のミス防止に有効と考えられるため、両者がチェックしたものを提出させること。
- (2) 受検者及び証明者による虚偽申請の抑止
- ⑤ 受検申請書類の電子申請化と既存データベースとの連携【○】
 - ・技術検定の種目間の実務経験の重複チェックや、既存データベースを活用した実務経験確認などを旨とし、技術検定の受検申請については電子化の取り組みを加速化させること。
 - ・電子申請化により、試験機関は受検申請時の受検者情報をデータベース化し、試験機関の間でデータの共有を図ることで、他の種目の技術検定との実務経験期間の重複の確認等が円滑に実施できる。
 - ・CORINSやCCUSなどの既存データとの連携により、受検者の実務経験の確認の効率化や申請書類の簡素化にも資すると考えられる。
- ⑥ 試験問題の見直し【○】

- ・ 実地試験における経験記述については、出題分野や設問内容の多様化を進めることにより、受検者が模範解答例の暗記では解答できないような問題に見直すべきである。
 - ・ 受検者が経験した工事ではなく、モデル的な工事を設定した上で諸条件下による施工管理の実施方法を解答させる出題方法への見直しなど、受検者が実務経験で得た知識・知見に基づき課題への対策を解答させる内容とする、などが考えられる。
 - ・ 上記の見直しに当たっては、土木や建築など様々な工事分野を抱える種目においても公平性が確保できるよう配慮するとともに、難問化による得点率の低下などにも留意し、応用能力を測ることができる問題の開発に取り組むことも重要である。
- ⑦ 実務経験の証明に関する立入検査の実施【◎】
- ・ 不正受検事案の発生を受けて、今年度から実施する建設業法令遵守推進本部活動に基づく立入検査において、実務経験証明書の企業の証明についても検査対象とされているが、適切に実務経験の確認が行われていない場合には、速やかに指導、勧告を行うなどは正させること。
- ⑧ 企業名公表【◎】
- ・ 立入検査の結果や駆け込みホットラインへの通報などによる調査の結果、企業の証明に重大な不備がある場合や、不正に資格を取得した者を現場に配置している場合など、社会的な影響が大きい案件については、消費者保護の観点及び他企業の不正抑止の観点を踏まえ、国土交通省から企業名を公表すること。また、企業側に客観的な原因分析結果や再発防止策の公表を求め
- ⑨ 企業へのペナルティの明確化【○】
- ・ 技術検定の合格は、建設業が配置しなければならない技術者の要件となっているため、実務経験が不足している者を合格させることは、不適格な技術者を輩出していることと同義であり、建設業許可から個別工事の請負契約まで建設業全般に影響を及ぼす不正行為と言える。
 - ・ したがって、受検者個人への合格取消しや3年間の受検禁止などの個人へのペナルティだけでなく、受検者が所属する企業へのペナルティについても厳格な適用を行っていくべきである。
 - ・ 具体的には、これまででも不正に合格した者を技術者として配置している場合は監督処分を適用しているところであるが、継続的に虚偽の実務経験の証明を行っている上に不正に合格した者を繰り返し技術者として配置している場合など、悪質な事案については、監督処分の厳格化や罰則の適用の可能性などペナルティの強化策について検討するべきである。
 - ・ 併せて、不正抑止の観点で、「実務経験証明書において虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になり得る」旨を実務経験証明書に記載するべきである。

3.3 国土交通省の取り組み

国土交通省は、指定試験機関と協力し、令和3年度の受検申請からチェックリストを導入するなど、実施可能なものから対策を実行するとともに、悪質な不正に対するペナルティの強化や、所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法への見直しなど、対策の具体化が必要なものについても、導入に向け速やかに検討に着手します。

なお、企業へのペナルティの強化については、建設業法に基づく監督処分の厳格化や罰則の適用の可能性について検討するとともに、併せて、公共工事における指名停止についても、より長期の期間の適用を検討していくこととしています。

4 おわりに

技術検定は、建設業者が工事現場に配置しなければならない監理技術者や主任技術者になることのできる施工管理技士の資格を与える国家試験であり、建設業法上の技術者制度において中心的な役割を担っています。関係者の皆さまにおかれましては、今後も引き続き、技術検定の適正な受検及び技術者の育成等にご協力をお願いします。